平成28年 第23回 教育委員会臨時会会議録

平成28年10月12日(水)港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2457号 平成28年第23回臨時会

日 時 平成28年10月12日(水) 午後6時02分 開会 場 所 教育委員会室

W // WII XXXX								
「出席者」	教	育	長		青	木	康	平
	委		員		小	島	洋	祐
	委		員		薩	田	知	子
	委		員		田	谷	克	裕
「説明のため出席した事務局職員」	次		長		益		清	美
	庶	務 課	長		佐	藤	雅	志
	教育政策担当課長				Щ	田	康	友
	学	務 課	長		新	井	樹	夫
	学校旅	施設担当	課長		奥	津	英-	一郎
	学校團	整備担当	課長		瀧	澤	真	_
	生涯学習推進課長			横	尾	恵理	里子	
	図書・文化財課長				Щ	越	恒	慶
	指	導 室	長		渡	辺	裕	之
「書記」	庶務	課庶務	係長		佐	京	良	江
	庶 務	課庶	务 係		佐	藤	珠	実

「議題等」

日程第1 審議事項

- 1 港区立生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則について
- 2 港区立学校施設等使用条例施行規則の一部を改正する規則について
- 3 港区立運動場条例施行規則の一部を改正する規則について

日程第2 協議事項

1 議席の決定について

日程第3 教育長報告事項

1 新郷土資料館展示造作等について

「開会」

○教育長 皆さん、こんばんは。ただいまから平成28年第23回港区教育委員会臨時会を開会いたします。本日は、澤委員から欠席の届け出がございましたので、よろしくお願いいたします。

初めに一言ご挨拶させていただきます。本日付で区長から教育長に任命されました青木でございます。よろしくお願いします。

先程、職員に向けて、挨拶をしましたが、今回のこの新教育委員会制度は、色々な課題があって、 それを解決するための1つの仕組みとして用意されたものです。

私も昭和54年に入区したときに、学務課で仕事をさせていただきましたけれども、学事事務と、 戸籍事務が、役所の仕事として最初にできたと先輩に教わりました。それぐらいに重みがあるもの だと、当時、教わった記憶があります。その中で、教育委員会には数々の色々な課題、その時々の 課題があります。1つ課題をクリアしたとしても、次にまた課題が出てくるというような状況の中 で、今日、澤委員はいらっしゃいませんけれども、小島委員、それから田谷委員、それから薩田委 員のお知恵を拝借して、その課題を1つでも多く、また速く、解決していきたいと思います。

ついては、教育委員会事務局の皆さんにも、色々な知恵を出していただいて、この教育委員会の場で、解決の道筋をつくっていきたいと思いますので、各教育委員の皆様初め、よろしくお願いします。

それでは、地方教育行政の組織及び運営に関する法第13条第2項の規定によりまして、教育長職務代理者を委員の中から指名することになっております。

教育長が指名するということになっておりますので、私は小島委員を教育長職務代理者としてご 指名いたしたいと思います。よろしくお願いします。

〇小島委員 よろしくお願いします。

〇教育長 なお、期日につきましては、本日、平成28年10月12日から平成29年3月31日 までといたします。どうぞよろしくお願いします。

それでは、小島委員から、一言ご挨拶を頂戴できればと思います。

〇小島委員 皆さんこんばんは。今、新教育長から、教育長職務代理をということで、謹んでお受けいたしますので、よろしくお願いします。

地方教育行政の組織及び運営の法律の改正で、新しい教育委員会制度になったわけですが、青木 新教育長のもと、新しい教育委員会制度のもとで、私も一生懸命頑張っていきたいと思いますので、 どうぞよろしくお願いいたします。

〇教育長 ありがとうございました。

それでは、本日は新たな体制で、教育委員会がスタートいたしますので、教育委員の田谷委員と 薩田委員の方からもご挨拶を頂戴できればと思います。田谷委員からお願いいたします。

〇田谷委員 田谷でございます。よろしくお願いいたします。新体制といっても、前の体制になって2カ月ぐらいでしたので、その差がよく分からないうちに新体制になって、かえってその方がよかったかなと思っております。どうぞ皆さんよろしくお願いいたします。また、新教育長よろしく

お願いいたします。

- **○薩田委員** 薩田です。私も田谷委員と同じく、新しくなったばかりで、本当にどこが新しいのかも、ちょっと勉強不足で分かりません。よく分かりませんが、皆さんに色々教えていただきながら、 頑張りたいと思います。よろしくお願いいたします。
- **〇教育長** それでは、当委員会の説明員である、教育委員会事務局の幹部職員の紹介を、益口教育 委員会事務局次長からお願いいたします。
- ○次長 教育委員会事務局次長の益口でございます。どうかよろしくお願いいたします。 それでは、当委員会の説明員である、教育委員会事務局幹部職員を順に紹介いたします。 佐藤雅志庶務課長です。
- **○庶務課長** よろしくお願いいたします。
- **〇次長** 山田康友教育政策担当課長です。
- **〇教育政策担当課長** よろしくお願いいたします。
- **〇次長** 新井樹夫学務課長です。
- **〇学務課長** よろしくお願いいたします。
- ○次長 奥津英一郎学校施設担当課長です。
- **〇学校施設担当課長** よろしくお願いいたします。
- ○次長 瀧澤真一学校整備担当課長です。
- **〇学校整備担当課長** よろしくお願いいたします。
- **〇次長** 渡辺裕之指導室長です。
- **〇指導室長** どうぞよろしくお願いします。
- ○次長 山越恒慶図書・文化財課長です。
- ○図書・文化財課長 よろしくお願いいたします。
- 〇次長 横尾恵理子生涯学習推進課長です。
- **〇生涯学習推進課長** よろしくお願いいたします。
- **〇次長** 以上でございます。よろしくお願いいたします。

「会議録署名委員」

○教育長 それでは、日程に入りたいと思います。本日の署名委員は、小島委員にお願いします。本日は、新制度での初めての教育委員会となりますので、まず、議席を決定する必要があります。したがいまして、日程を変更しまして、日程第2、協議事項「議席の決定について」を先に行いたいと思います。その後日程を戻しまして、日程第1、審議事項から順に行いたいと思います。

本日の審議事項は3件で、施設使用料等の見直しに関する条例改正に伴う規則の一部改正となります。この3件の議案につきましては、一括して説明を受けてから、1件ずつ採決することといたします。

このように進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

日程第2 協議事項

1 議席の決定について

○教育長 それでは、日程を変更しまして、日程第2、協議事項に入ります。「議席の決定について」を議題といたします。港区教育委員会会議規則第5条の規定に基づき、くじをもって議席を決めさせていただきます。各委員にくじを引いていただきまして、議席番号を決定いたしますので、よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまのくじのとおり議席を決定いたしました。小島委員は3番、田谷委員は4番、 薩田委員は1番、澤委員は2番ということになります。

それでは席の移動をお願いいたします。

日程第1 審議事項

- 1 港区立生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則について
- 2 港区立学校施設等使用条例施行規則の一部を改正する規則について
- 3 港区立運動場条例施行規則の一部を改正する規則について

○教育長 それでは日程を戻しまして、日程第1、審議事項に入ります。議案第81号「港区立生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則について」、議案第82号「港区立学校施設等使用条例施行規則の一部を改正する規則について」、議案第83号「港区立運動場条例施行規則の一部を改正する規則について」、説明をお願いいたします。

〇生涯学習推進課長 それでは、議案第81号、第82号、第83号を一括でご説明させていただきます。まず資料ナンバー1をご覧ください。5ページの方を開いていただければと思います。

今回、生涯学習センターの条例、学校施設等の使用条例、それから運動場の条例、いずれも8月の教育委員会で、条例について審議事項という形でご審議いただいた経緯がございます。そして、本日、本会議の方でも、議決をいただいたというところでございます。条例とともに、規則につきましても同日で交付ということで、今回、この規則も、同じ日付で改正をさせていただきたいということで、お諮りするものでございます。

今回、条例の中で付帯の設備についても、見直しという形で、先般ご説明をさせていただいたところがございますが、付帯設備につきましては、社会情勢等が大きく変化している中で、金額を見直してこなかったところがございますが、今回、改めて見直しをさせていただいております。

まず、条例の中で、上限の金額を規定させていただきまして、それで規則につきましては、それぞれの付帯設備の個々の品名や使用料の具体的な金額を規定させていただいてという形で整理をさせていただき、より付帯設備の使用料の迅速な設定、利用しやすいような公の施設という形に規定させていただくということでございます。適用は29年4月1日からということで、施行日は29年1月1日からでございます。

ではまず、生涯学習センターでございますが、1ページから4ページにつきましては、規則の改正の案文、それから3ページ、4ページのところは規則の新旧の改正案が上段で、現行が下段という形でございます。

具体的には6ページをご覧いただきたいのですけれども、生涯学習センターにつきましては、付 帯設備の使用料を、公の施設ということで、前回、ご説明させていただきましたとおり、計算の仕 方を統一させていただいております。こちらにつきましては、ピアノ等という付帯設備がございますので、2の新たな算出方法の、(1)基本の算出の方法、この算出式に当てはめて計算をしたものでございます。

実際の品名と金額については7ページをご覧いただきたいと思います。生涯学習センターについては、アップライトとグランドピアノ、それぞれ新しく100円と300円と規定させていただいて、陶芸窯については900円ということで、今よりもいずれも金額が安くなるという形で設定させていただくということでございます。

今まで金額を設定していたものでも、皆さんが使うコンセント等、ここで付帯設備として設定を しないもの、もしくは、今回、この計算式に当てはめると、100円未満になるというようなもの については、除外ということで規定をさせていただくものでございます。

続きまして、議案資料ナンバー2の学校施設の使用条例の規則、こちらにつきましても、同じように、最初の1ページ、2ページ、3ページのところについては、案文と今回の規則の改正する新旧の対照表になってございます。4ページにつきましては、先程ご説明させていただいた生涯学習センターと同じ内容でございますので、割愛をさせていただきます。

5ページをご覧ください。こちらの学校施設につきましては、計算の仕方は、2の新たな算出方法の(1)基本の算出方法、こちらでピアノについての計算を算式に当てはめて数字を出しております。また、学校施設については、グラウンドがあり、青山中学校には夜間の照明がございます。この照明料については、(2)の①照明料、この計算式に当てはめて、数字を算出してございます。具体的な金額につきましては、6ページをご覧いただきたいと思います。アップライトピアノとグランドピアノ、それから青山中学校の夜間の照明の金額を規則の方に規定をさせていただいてございます。

次に、資料のナンバー3、運動場の条例に関する規則のところをご案内させていただきます。こちらの1ページから5ページまでにつきましては、案文と新旧の対照表になってございます。6ページは、先程説明させていただいた内容と同じでございます。

7ページをご覧ください。運動場につきましては、夜間の照明というところが付帯設備にありますので、2の(2)、①の照明料、この算式に当てはめて使用料を算出してございます。

具体的な使用料の金額につきましては、8ページをご覧いただきたいと思います。

麻布運動場を初めといたしまして、それぞれの運動場の夜間の照明料、今回、全て減額になりますけれども、新しい料金として規定をさせていただいております。

説明は簡単ですが以上でございます。よろしくお願いいたします。

- **〇教育長** それでは、ただいまの説明に対して、ご質問等ありますでしょうか。
- **〇小島委員** 質問というわけではないのですが、この3件の議案に関しては、8月に生涯学習推進 課から、条例で使用料の上限は定めるということでご説明いただいて、それに基づいて、具体的な 金額は規則で決めるということでしたよね。私の記憶だと、この規則の計算方法も8月にご説明い ただいたと思います。
- **〇生涯学習推進課長** おっしゃるとおりでございまして、条例改正のときに、算出の方法については、既にご説明させていただいております。今回、繰り返しになってしまって申し訳ございません。 方法については、全く変更ございませんので、同じ形で算出したものでございます。
- **〇小島委員** そういうことで、8月にこの新たな算出方法をご説明いただいて、納得しておりますので、私はこれでよろしいと思います。
- **〇教育長** ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、採決に入ります。議案第81号について、原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

〇教育長 ご異議がないということですので、議案第81号については、原案どおり可決すること に決定いたしました。

次に、議案第82号について、原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

〇教育長 ご異議がないようですので、議案第82号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第83号について、原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

〇教育長 ご異議がないようですので、議案第83号については、原案どおり可決することに決定 いたしました。

日程第3 教育長報告事項

- 1 新郷土資料館展示造作等について
- ○教育長 次に、日程第3、教育長報告事項に入ります。「新郷土資料館展示造作等について」説明 をお願いします。
- **〇図書・文化財課長** それでは、報告事項1、新郷土資料館展示造作等につきましてご説明をさせていただきます。資料は教育委員会資料ナンバー1、それから参考資料でございます。

新郷土資料館は、「誰もが自然、歴史、文化をとおして港区を知り、探求し、交流する拠点」として、平成30年に開館することとしております。

新郷土資料館の展示は、「誰が来ても、いつ来ても、港区の新たな魅力に出会える展示をめざし、 平成25年8月に『港区立新郷土資料館展示等総合計画』を、平成26年12月には『港区立新郷 土資料館等複合施設整備基本設計』を策定」しているところでございます。

そして、このたび平成28年9月に、展示造作図の作成等が完了いたしましたので、下記のとおり、諸室の展示に必要な造作、そして資料の保存等に必要な特別収蔵庫等の製作を行うこととしております。

まず、1の「施設の概要」でございます。施設でございますけれども、旧国立公衆衛生院の建物を活用して整備する複合施設となっております。郷土資料館は地下1階から地上5階(一部を除く)部分となっておりまして、延床面積は1万2,820.2平方メートル。主な諸室としましては、展示室、収蔵庫、資料処理室、カフェ、ミュージアムショップ、研究室、図書閲覧室、学習室、そしてホール等を含めた共用部となっております。

2の「展示室の造作」の内容でございますけれども、こちらにつきましては、参考資料の方をご覧いただきたいと思います。参考資料の2ページをご覧ください。こちらが展示室の画像イメージとなります。主な造作でございますけれども、のぞきケース、グラフィックパネル、詳細解説となります。イメージ画像の下、および左側ののぞきケースですが、こちらは飛散防止フィルムを張りつけた高透過ガラスを使用しております。合計52台製作し、古文書、浮世絵等の原資料や、複製品の展示を行うこととしております。

次に写真の左奥にあります、グラフィックパネルです。こちらはパネルの貼り付け用のボードと、 地図や年表などの詳細な解説を行うグラフィックパネルとなります。貼り付け用のボードでござい ますけれども、こちらは全部で56台用意をいたします。さらにそこに貼り付けるパネルでござい ますけれども、全部で173枚製作し、資料の定期的な入れ替えに伴い、パネルを貼りかえる必要 があることから、マグネットシートにより作成をいたします。

次に写真の左下、および右横にあります詳細解説です。こちらは展示ケースの前や、あるいは展示ケースの横にタブレットモニターを設置し、タッチパネルを操作することにより、展示している資料の拡大画像や、関連情報を用いた詳細な解説を行います。また、詳細解説につきましては、お子さんや車椅子の方でも操作がしやすいよう、モニターの高さは60センチ程度としており、全部で67台設置いたします。

参考資料を1枚おめくりいただきまして、3ページをご覧ください。こちらは詳細解説のイメージとなります。3つのパターンで示しておりますけれども、資料や細目などの解説を、タッチパネルより最大4階層まで進めていくことが可能となっております。

次に展示テーマのサインについてです。参考資料を1枚おめくりいただきまして、4ページをご覧ください。テーマ展示でございますけれども、3つの大きなテーマで構成しておりまして、大テーマのサインは、各フロアの天井にパネルを設置して、テーマのご案内を行う予定でございます。テーマにつきましては、右に載せておりますよう、テーマ I 「海とひとのダイナミズム」、テーマII「都市と文化のひろがり」、テーマIII「ひとの移動とくらし」ということで、大きく三つのテーマを定めてございます。

さらに参考資料を1枚おめくりください。5ページをご覧いただきたいと思います。中テーマに

つきましては、展示室の入り口に設置するボードとモニターになります。イメージ画像の左にありますとおり、タイトル、中テーマのタイトル、そしてタイトルの内容の紹介をモニターによって行うこととしております。また小テーマにつきましては、イメージ画像の右にございますよう、展示室の中でボード・モニターを設置して、見学順路のご案内や、タイトル、そしてタイトルの解説を表示することとしております。

恐れ入りますが、教育委員会資料ナンバー1の2ページの方へお戻りいただきたいと思います。 2ページ下段、下の方にございます「(5) 多言語化への対応」についてでございます。これまでご説明しました大テーマ、中テーマ、小テーマ、および詳細解説につきましては、日本語と英語の 2カ国語の表記を行うこととしております。なお、新郷土資料館の案内等を行うパンフレットにつきましては、4カ国語で作成をすることとしております。

次に、3ページをご覧ください。「(6) 障害者への対応」についてでございます。中テーマや小 テーマにつきましては、テーマサインにタッチすることで、モニターの文字を拡大して表示するこ とができるようにしております。

また、個別機器を利用した音声ガイドにより資料の解説などを行うような工夫を行うこととして おります。

次に3の「収蔵庫の整備」についてでございます。

まず、「(1)特別収蔵庫」についてでございます。こちらは温湿度管理を厳密に行う必要がある 古文書、浮世絵、絵画等の資料を収蔵するために、密閉した空間を整備し、収蔵資料に合わせた棚 を設置することとしております。

次に「一時保管庫」でございます。こちらにつきましては、他の自治体などから借用した資料を 展示するまでの間、適切に保管するために、温湿度管理を行い、展示環境に慣らすために密閉した 空間を整備します。併せて保管庫内に資料を保管するための棚を設置するものでございます。

恐れ入りますが、参考資料の6ページをご覧いただきたいと思います。こちらは収蔵庫の配置図になります。右のページの4階部分の左下のピンク色の部分でございますけれども、こちらが特別収蔵庫の場所になっております。また、一時保管庫につきましては、1階の左下の紫色の部分ということで、他の自治体等から借り受けた資料を一時的にこの1階部分に保管するものでございます。また、黄色で塗っている3階、4階、5階の部分につきましては、こちらが一般の収蔵庫ということで、大型家具や民具などの収蔵、そして急激な温湿度変化のないような空間を整備する予定でございます。

次に、1 枚おめくりいただきまして、7 ページをご覧いただきたいと思います。こちらが収蔵庫内に設置する棚の一覧を図面で図示しているものでございます。

少し飛びますが、8ページをご覧いただきたいと思います。こちら8ページから9ページが先程 大きなテーマ、3つの内容、そしてそれに基づいて定めている中テーマの内容になってございます。 8ページ、9ページをご覧いただきまして、9ページの右の「主な機器等一覧」をご覧いただきた いと思いますが、こちらが、今回、整備する展示の機器等の一覧ということになっております。 さらにおめくりいただきまして、10ページをご覧いただきたいと思います。こちらが先程ご説明しました収蔵庫に関しての収蔵予定資料、そして配置する棚等の一覧になってございます。部屋ごとに浮世絵、絵画であるとか、民俗である民具等を部屋ごとに分けてございまして、それぞれに応じた棚を整備することとしております。

少し飛びますが、14ページをご覧いただきたいと思います。こちら一例ということでのご説明になりますけれども、各展示室において、オレンジ色の、部屋の入口にある、オレンジ色で表記しているものが、こちらが中テーマのサインということになります。また、小テーマのサインにつきましては、部屋の展示室の中、黄色い部分であらわしてございます。また、先程、詳細解説ということで、モニターを設置する箇所につきましては、水色で表記しております。こちら、14ページのテーマ1から、16ページまで図面でそれぞれの位置について表してございます。

お手数ですが、再度、教育委員会資料ナンバー1にお戻りください。3ページをご覧いただきたいと思います。4の予算額でございます。こちらにつきましては、平成28年度から平成29年度までの債務負担ということで、14億3、348万3、000円を計上しております。

5の「今後のスケジュール (予定)」でございますけれども、今後、展示造作等の調達の手続を行い、平成28年11月、平成28年第四回港区議会定例会におきまして、展示製作等業務委託契約の議案を上程させていただく予定でございます。さらに平成28年12月に展示製作等業務委託契約の締結し、平成30年3月に展示製作等を完了し、新郷土資料館を開館という予定でございます。

少し長くなりましたけれども、説明は以上です。よろしくお願いいたします。

- ○教育長 ただいまの説明に対しまして、ご質問ございますか。
- **〇小島委員** 我々が本当に期待を持って待ちに待ったこの新郷土資料館が具体化して、いよいよ平成30年に、開館に至るということになりました。中身が非常に楽しみになってきたところで、今日このような色々な説明を受けたわけですけれども、ここで大テーマをどこに提示するのかというのは、どこに書いてあるのでしたか。4ページでしたか。
- **〇図書・文化財課長** 大テーマにつきましては、各フロアの一角を使用する予定でございまして、 入り口部分の天井にサイン表示を行うということで整備してまいりたいと考えております。
- **〇小島委員** 先程、天井部分と聞いたので、天井部分はどうやって表示するのですか。
- **〇図書・文化財課長** 天井部分にボードを張りつけまして、そこでボードから吊るすような形で「ここは入り口です」というご案内をさせていただくという予定で考えております。
- **〇小島委員** わかりました。
- ○田谷委員 この4ページの赤の点々部分の説明を少しお願いします。
- **〇図書・文化財課長** こちらの位置に、天井の部分に据えつけるということで表示をさせていただいております。
- **〇教育長** ほかにいかがでしょうか。
- **○薩田委員** 質問というよりお願いなのですが。実際、でき上がったものを、どんなものか分かりませんけれども、まず、誰が来ても、いつ来ても、分かりやすくということで、なるべく子ども向

けに、子ども中心ではないのは分かっておりますけれども、振り仮名ですとか、分かりやすい言葉でなるべく、ぜひお願いしたいと思います。やっぱりちょっと、読み方ひとつでも分からないともうそこで拒絶してしまうというか、漢字ばっかりだと、難しいことばかり書いてあるのではないのかなというところで、やっぱり興味が損なわれてしまうので、ぜひその辺をお願いいたします。

また、親も「何て読むの」と聞かれて、こっちも「何だろうね」と。お恥ずかしいのですけれど も、難し過ぎて分からないことがたくさん、美術館ですとか、博物館に行っても、多々あるもので すから、ぜひその辺を小学生、小さい子のためにお願いいたします。

- **〇図書・文化財課長** 解説につきましては、振り仮名を振るなど、パネルですとか、詳細解説等を含めて、できるだけ工夫をさせていただきたいと考えております。
- **〇教育長** ほかにありませんか。
- **〇田谷委員** 説明でよく分かりました。前回もお話を伺わせていただいたものですから。今回の話と外れるのかもしれないですけれども、この建屋はもうちょっと上の階までありますよね。5階より上。そこの部分はどうされるのでしょうか。
- ○図書・文化財課長 お手数ですが、参考資料の1ページをちょっとご覧いただきたいと思います。 こちら新郷土資料館等複合施設ということでございますけれども、最上階の6階部分につきまして は、事務室ということで、教育委員会事務局の文化財係の事務室等ということで配置をさせていた だく予定となっております。また、右側でございますけれども、こちらは区民協働スペース、そし て学童クラブということです。5階部分に在宅緩和ケア支援センター、そして1階部分に子育てひ ろばという子育て関連施設が入る予定となってございます。全体の説明ができていなくて申し訳ご ざいませんでした。
- **〇次長** 3ページの「障害者への対応」ですけれども、今、薩田委員から子どもへの対応としてルビを振るとか、ご意見がありましたが、ここの「障害者へ」のところをちょっと拡大して、「高齢者、障害者、子ども」とかにして、「子どもにも分かりやすいものをつくります」みたいなことを入れた方がいいと思います。

それから、もう1つ、この音声ガイドのところが今一つ理解できないので説明してください。

- **○図書・文化財課長** こちらの音声ガイドでございますけれども、美術館等で使われている携帯型のもので、イヤホンで聞くという形の音声ガイドということで考えてございます。こちらにつきましては、実際に音声が表に聞こえるような形になりますと、ほかの利用者の方もいらっしゃるということもございますので、個別に携帯型のものをお貸しして、イヤホン等で聞いていただくような形でのご案内ということで考えてございます。
- **〇次長** それは、誰に対する対策ですか。聴覚障害者のためですか。
- ○図書・文化財課長 視覚障害者の方への対応でございます。
- **〇次長** 視覚障害者が、目が見えない方が、展示物を見ることができないのに、ガイドだけ聞くために、各フロアを回すのかというご質問があって、それについては、検討しますという回答があったと思います。検討した結果がこれですか。

○図書・文化財課長 実は、生涯をお持ちの方の福祉協会の方にお話を伺う機会がございまして、 実際は障害のない方と一緒に回るケースもあるので、どこか個別のところで鑑賞するということで はなくて、そういう対応も必要ですというご意見を頂戴しております。また、解説するスタッフに よる案内ということも、もちろん想定されると思いますが、中で一緒に回っていただくということ も可能性としてはあるということでお話をいただいているところでございまして、イヤホンガイド による案内ということもやっていきたいということで考えております。

〇次長 分かりました。視覚障害者の団体の方にご意見を聞いたら、やはり音声ガイドは必要だということなのですね。それにしてもちょっとこのカテゴリーだと分かりづらいですね。もうちょっと丁寧に書いてもらいたいと思います。何のために、誰のために、どんなものなのか、これではちょっと分からないです。

あとは、車椅子対応として、タブレットモニターやタッチパネルがあるけれども、それ以外にも 施設全体がバリアフリーになっていて、車椅子の方も動きやすくなっているのです。ここの6は、 重要なことなので、もうちょっと丁寧に書いてほしいです。誰にでも利用していただけるというこ となので、障害者、高齢者、子ども対応は丁寧に書いていただきたいと思います。

O図書・文化財課長 6 は障害者対応ということだけではなくて、お子さん、高齢者の方も含めた 対応の表記ということで、修正させていただきたいと思います。

〇教育長 ほかにいかがでしょうか。

〇小島委員 6ページの、4階の赤いところが特別収蔵庫で、3階、4階、5階の黄色く塗ってあるところが一般収蔵庫ということですよね。特別収蔵庫と一般収蔵庫の説明は、資料の3にあるのですが、特別と一般とでは、管理する温度等に、どの程度の差があるのでしょうか。というのは、この特別収蔵庫は、ここだけで足りるのだろうか。もう少し特別収蔵室を多くしないと、あとで困ってしまうのではないでしょうか。

O図書・文化財課長 特別収蔵庫、そして他の自治体等から借り受けた場合の一時保管庫につきましては、夏の場合ですと24度前後の温度維持管理をしていきたいと考えております。また、湿度につきましては55%前後ということで考えております。冬の場合につきましては、若干温度が下がりまして、冬期の場合ですと22度前後にキープをするということで、湿度に関しましては、やはり55%前後ということで維持をさせていただきたいと考えております。

〇小島委員 そうすると、特別収蔵庫と一般収蔵庫は、温度と湿度の管理は何度にするかという管理の違いなのですか。

○図書・文化財課長 特別収蔵庫につきましては、24時間空調を行うことで、温度と湿度の管理を行っておりますが、一般の収蔵庫につきましては日中のみの対応ということで、そこが違いになってくるものでございます。

〇田谷委員 広さはどうなのですか。これで足りるのかという質問ですけれども。

〇図書・文化財課長 広さにつきましては、現在、こちらの特別収蔵庫として171平米用意して ございますけれども、こちらの中で対応可能と考えております。 **〇教育長** ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、この案件は以上ということにさせていただきます。

本日予定している案件は全て終了しましたが、庶務課長、そのほか何かございますか。

○庶務課長 特にございません。

「閉会」

〇教育長 それでは、これをもちまして閉会とさせていただきます。

次回は、臨時会を10月25日火曜日午後3時から開催する予定です。よろしくお願いいたします。

皆さんお疲れさまでした。

(午後6時46分)

会議録署名人

港区教育委員会教育長 青木 康平

港区教育委員会委員 小島 洋祐